

森嶌昭夫先生の教え

国際民商事法センター顧問／弁護士

森 永 太 郎

今年の5月、森嶌昭夫先生が亡くなられた、という一報に接した際には、実に様々な思いが沸いてきました。その僅か1カ月前、ご自宅からのオンラインでのことながら、ベトナム法整備支援プロジェクトの「ハイレベル・フォーラム」に出席されて発言をされ、お元気そうであったので、あまりにも急なご逝去に驚くと同時に、これまで様々な場面でお会いした際の森嶌先生のお顔やお声がいろいろと形を変えながら次々と頭の中を行き来しました。それとともに、おかしな話ですが、「あ、しまった！」という感覚にも襲われました。森嶌先生はもう卒寿を迎える御歳だったのだから、こちらからもっと積極的にお目にかかる機会を設けて、もっともっとお話を伺っておくべきだった、という想いでいた。森嶌先生から教えていただかなければならない事柄がまだたくさんあったのです。先生を鄙の老人に擬するのはあまりにも失礼かもしれません、どこかの昔話にありそうな、村のお年寄りしか知らない美味しいどぶろくの造り方を早く教わっておこう、と思いながら、いざれまた、などと言っているうちにそのお年寄りが亡くなってしまった、というような気分でした。

私が、森嶌先生と接する機会をいただいたのは、2003年に法務総合研究所国際協力部の教官に任命され、ベトナムに対する法整備支援の担当となってからのことです。それまでは不法行為法の大家としてのお名前を存じ上げていた程度でしたので、無論、先生の学者としてのご功績などについては何かを申し上げる資格も知識も持ち合わせておりません。私にとっては、森嶌先生はもっぱら日本の法整備支援の生みの親であり、この分野における第一人者、リーダーでおられました。はじめてお目にかかったのは、当時は国際民商事法センターの事務室で夕刻に開催されていた「ベトナム民法部会」の会議のことだったと記憶しております。JICAのベトナム向けの法整備支援活動は、当時、ベトナムの2005年の新民法典制定に向けた起草支援を実施するために、森嶌先生に依頼してこの「ベトナム民法部会」を組んでもらい、この部会がベトナムの新民法典の条文案について検討を加え、起草担当官庁であるベトナム司法省に対して必要な助言を行っておりました。森嶌先生の下に、著名な日本の民法学者の先生方が数多く参加され、極めて活発な活動が展開されており、凄い光景だな、と思ったのを覚えております。また、カンボジアに対する民法制定支援についても、ほぼ同じ規模の部会が森嶌先生の下に組まれており、同様に活発な活動を行っており、これにも私は参加させていただいておりましたが、これまた壯觀、と言っていいものでした。この2つの部会に出席する機会をいただき、私は、司法試験以来、10年以上にもわたって勉強をさぼっておりました民事法について、しかも、日本のそれのみならず、ベトナム及びカンボジアの民事法についてまで多くのことを学ばせていただいたのです。そして、ベトナム民法部会に関しましては、その後私が

2004年から3年間JICAの長期専門家としてハノイに赴任しておりました間にもリモートで出席させていただいて、さらに多くの事を教わりました。もともと刑事検察官である私が、法整備支援活動に携わるに際して、ことが民事法分野にわたっても、比較的臆することなく役割を果たすことができたのも、森嶌先生率いるこの二つの部会のお陰であると今でも思っています。

しかし、森嶌先生に教えていただいたのは、民事法や法律全般のことだけではありません。私は、ベトナム時代も含めてかなり長い間、法整備支援の仕事に携わることになるのですが、その中で、森嶌先生には様々な場面で御世話になりました。森嶌先生は、私にとっては民法学者でおられるよりも、やはり我が国の法整備支援の師匠でおられ、美味しいどぶろくの造り方はさておき、法整備支援のあるべき姿やその手法などにつき、実に多くのことを教えてくださいました。

思いだすままに述べてみると、先生は、まず何よりも支援対象国の方々との接し方を大事にされていました。先生は、たとえ相手方が受け入れることを渋るような事柄であっても、言うべきことは言う、という方ではありました。だからといって決して最近の言葉で言う「上から目線」ととらえられるようなものの言い方はされませんでした。先生が対象国側へ助言をなさっているのを脇で拝聴していますと、受け手の側に対する敬意を一瞬たりともお忘れにはなっていないことがよくわかります。その背後には、対象国の社会的・歴史的背景と、関係者の立場やものの考え方、そしてその方々の努力に対する深い理解があったのだと思います。そのような理解の上に立って、先生は、時にはかなり厳しいことをおっしゃることもありましたが、決して相手方の自尊心や感情を傷つけることなく、相手方が真に必要としている助言を、十分な理由を付け加えつつ、実に丁寧になさっておられました。また、そのような助言をなさる前提として、先生は相手方の説明や意見を丁寧に、かつ時によっては私などがついじれったく感じてしまうほど辛抱強く聞いておられました。このような姿勢が常に保たれていたことが、ベトナムにおいても、カンボジアにおいても、森嶌先生が関係者の尊敬を集め、先生の助言が先方によく理解され、受け入れられた要因ではないかと思います。この点先生は、まさに偉大な「教授」、ベトナム語でいう giao su (ザオ・スー) でおられました。

接し方を重視する、ということでは、先生が重視しておられたことは、個人と個人の接し方の問題にとどまりません。接し方を、もう少し大きなレベルで考えますと、先生の考え方は、支援活動の在り方についてもそのまま当てはまります。森嶌先生は、ベトナムは言うに及ばず、カンボジアに対する支援についても、プロジェクトの設計や運営に様々な形でかかわってこられましたが、そこでも一貫して相手方への深い理解と敬意を基礎にしておられ、この姿勢は一度も揺らいだことはありませんでした。ところで、ここからは全く私の推測にすぎませんが、森嶌先生の、このアジアの開発途上国に対する姿勢は、過去のご発言やご論考などからしますと、先生のお若いころの欧米での研究などのご経験から来ているようです。先生は、どうやら欧米諸国のアジアに対する、それこそ「上から目線」の視線を肌で感じられ、その後も一貫してこれに対するある種の対抗心を持っておら

れたように思います。先生にとっては、アジアの途上国支援は、アジアの法律界を、欧米から見下されることのない、欧米と肩を並べられるレベルにまで引き上げる、ということが究極の目標になっていたように思われるのです。そしてそのことは、必ずしも、アジア諸国が欧米法をそのまま輸入して、同じ法制度や実務を持つべきであるということではなく、西欧法を取り入れながらもアジア各国の歴史的・文化的・社会的背景に根差した質の高い法制度・実務を目指すということであったと思います。このことが、森嶌先生の法整備支援活動における姿勢にそのまま反映されていました。そのため、先生は、相手国ものの考え方や、法文化などを否定したり、批判したりするようなことは全くなさらず、むしろそれらを活かしつつ、公正透明かつ効果的な法制度・実務を実現することを目指しておられました。日本の法整備支援は「寄り添い型」である、などとよく言いますし、実際にもなんとかその方向で動いているかと思いますが、振り返ってみれば、嚆矢ともいるべき森嶌先生ご自身がそうであったわけで、日本型法整備支援の基盤がそもそも森嶌先生にあった、と言っても過言ではないのでしょうか。

さらに、先生は、支援活動の在り方を、ダイナミックに変化する相手国の状況や、法律界の発展の度合いに合わせて変化させていくことも常に考えておられたようです。このことが割と明確に現れたのが、現在のベトナムプロジェクトの設計の時でした。先生は、この時かなりはっきりと、今度のプロジェクトは、ベトナムの発展の度合いに合わせ、ベトナムのグローバル社会における競争力を強化することを目標に、次世代のベトナムの法律界を担う若手の育成をするような性質のものにすべきである、と強く主張されました。そして、プロジェクトは今までのように、日本側がベトナム側に何かを教える、というやり方ではなく、若手を中心としたグループを組んで、ベトナム側が自ら課題を特定し、これを分析し、解決法を策定するように促し、日本側はこれを側面から支援するような形態をとるべきである、活動に際しては、日本側専門家は、いわゆるソクラティック・メソッドを取り入れるべきである、とおっしゃいました。この森嶌先生のお考えは、日本側にとってもベトナム側にとっても新しい発想で若干戸惑う向きもありましたが、現在のプロジェクトに取り入れられています。ここでも森嶌先生の教授としての側面がよく現れています。実を言いますと、私自身も、さすがにいきなりソクラティック・メソッド、といわれてもなあ、という感想を当初は持ったのですが、先生はどうやらすでに前のプロジェクトの段階で、司法省の職員を相手にセミナーでこれを試されたようで、「やってみたけど、大丈夫、司法省の若い衆は付いてくるよ。もうそのくらいの力はついているよ」と嬉しそうにおっしゃっていました。このあたりが森嶌先生で、机上論を述べておられるのではなく、果たしてそのような手法に効果があるかどうか、すでにご自分で実験をされ、目算があつてそのように主張されていたのです。

その他にも先生から直接間接にお教えいただいたことはたくさんあり、限がないのでこのあたりでやめにしておきますが、今お話ししたような法整備支援についての姿勢や心得のようなものは、私が森嶌先生の前で正座をして講義を頂戴した、という性質のものではありません。いずれも、森嶌先生と法整備支援活動のなかでご一緒に機会を得た際に、

門前的小僧、というわけではありませんが、先生と相手国側とのやり取りや、日本側での会議の席などで、先生がなさったご発言などから学ばせていただいたことです。もちろん、細かい点については直接のご指導を受けたこともありますし、時には私の業務を直接助けて下さったこともありますが、記憶に残っておりますのは、細部にわたることよりも、全体的なことで、一貫していた森嶌先生の法整備支援にあたる姿勢です。さらに言えば、私などが毎度と言っていいほど驚かされていましたが、私が申し上げるのも甚だ失礼ではありますが、先生の思考の柔軟性です。法律実務家もそうですが、法学者の方々の中には、「何々法とはかくあるべし」との信念を持たれ、これを一步も譲らない、という方が時々おられます。国内での議論では差し支えないのかもしれません、外国相手の、時によっては、我々の想像もつかない発想に基づいている法制度や実務を持つ国との対話では、このような硬い発想はどうかすると議論の破綻を招いてしまい、相互理解と対話への道が閉ざされてしまうことがあります。森嶌先生は、実にフレキシブルな思考をお持ちで、それがゆえに、相手国の歴史的・社会的背景に根差す制度や実務への理解が深く、しかもそれが速いため、スムースかつ的確な支援対象国との対話が可能であったのではないかと推察します。

このような森嶌先生の姿勢や考え方あるいは柔軟な発想は、我が国の法整備支援の基礎の基礎たるべきもので、私などは、これに照らして我が身を振り返り、自分はこの教えを守れているだろうか、と自問自答してきた、そしてこれからも自問自答すべき性質のものです。いわば、「大局」を教わったわけです。もっとも、このような教えを受けたのは私だけではもちろんないはずで、JICAも、国際協力部も、そして国際民商事法センターもみな同じではないかと思います。折に触れて、森嶌先生の在りし日のお姿を思い起こし、それぞれの立場で、森嶌先生の教えを守ることができているかどうか、振り返ってみることが必要なのではないかと思います。

我々法整備支援関係者の中には、ややもすると、森嶌先生が、なんだか少し怖い存在であったと感じておられる方もおられるかもしれません。確かに偉い先生でしたし、時には厳しい調子で法務省やJICAの批判をされたり、あるいは、プロジェクト専門家に注文をつけたりされることもありました。かく言う私もお叱りを頂戴したことがないとは申しません。しかし、思い出してみてください。森嶌先生のそのようなご発言は、何よりも法整備支援に対する愛情と言つていいほどの熱い思いから出たものであることは疑いない上、そのような厳しいご発言をなさるときでも、それほど怖いお顔はさておらず、必ずどこかの段階で笑顔を見せられ、ひとしきりお説教をされた後は、必ずと言っていいほど、フォローアップするかのような冗談を交えてものを言っておられませんでしたか？

先生は、私の眼からは実に気さくな方でした。ベトナム時代にはハノイまで出張してこられた先生とよく食事をご一緒させていただきました。そういう折には、いろいろと面白いお話を聞かせていただきました。食事と言えば、森嶌先生はたいへんな健啖家でおられました。ベトナム料理もお好きだったようです。老齢の域に達しておられながら、活発なおしゃべりをされつつ、出てくる料理はいずれも苦も無くペロリと平らげられ、また、

お酒もよく召し上がりました。ある時夕食時に特に行事もなかったので、じゃ、二人で一杯行こうか、ということになり、ハノイ市内の半分居酒屋のようなレストランへ行きましたが、もう喜寿に近かったはずの先生、ビールの後、度数40度のベトナム・ウォッカを生のままでボトル半分以上も召し上がりながら、ご機嫌でいろいろお話をされたのですが、お相伴していた私の方が正気を保つのに苦労したというのもなんだか懐かしい思い出です。冒頭にも申し上げましたが、このような機会をもう少しいただきたかったという思いでいっぱいです。もう少しご一緒してお話を伺いたかったのですが、今となってはもはや叶いません。

ご葬儀には僭越ながら国際民商事法センターを代表しまして、出席させていただきました。御出棺の前にお顔を拝見させていただきましたが、安らかな中にも、教授らしい、きりりとした表情でお眠りになっておられました。ご遺族のご挨拶で、亡くなられた後にご自宅の書斎を整理したこところ、机の上に「ベトナム新プロジェクト2025」と書かれたメモが遺されていた、とのお話を伺い、胸を打たれる想いででした。先生は最後の最後まで法整備支援を愛し、ベトナムを気にかけておられたようです。

この森嶽先生のご遺志に沿うよう、これまでお教えいただいたことを胸に刻みながら、今後の法整備支援活動に携わっていきたいと思います。先生はきっと我々を見守ってくださっているはずです。